

岐阜県公報

号外(一) 令和四年六月二十日

目次

訓令 甲

岐阜県建設工事入札参加資格委員会規程の一部を改正する訓令

(技術検査課)

ハニ

訓令 甲

岐阜県訓令甲第二十五号

岐阜県建設工事入札参加資格委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年六月二十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県建設工事入札参加資格委員会規程の一部を改正する訓令

岐阜県建設工事入札参加資格委員会規程

昭和五十二年 岐阜県訓令甲第十六号

岐阜県企業訓令管第八十三号

号の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「三億円」を「五億円」に改め、同条第四項中「もって」を「もつて」に改める。

第八条第二項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 指名業者の選定に関する事項（請負契約に係るものにあつては予定価格が三億円未満のものに、委託契約に係るものにあつては予定価格が五千万円未満のもの（重要又は異例な設計委託に係るものを除く。次号において同じ。）に限る。）
- 二 一般競争入札の入札参加資格に関する事項（請負契約に係るものにあつては予定価格が三億円未満のものに、委託契約に係るものにあつては予定価格が五千万円未満のものに限る。）

第八条第三項中「もつて」を「もつて」に改める。
第十二条を次のように改める。

(他部及び他の現地機関への協力)

第十二条 部会は、次の各号に掲げる部又は現地機関の長の依頼を受けて、当該各号に定める事項の審議をすることができる。

一 部会を置かない部 当該部が所管する建設工事に係る第七条第二項各号に掲げる事項

二 部会を置かない現地機関 当該現地機関が所管する建設工事に係る第八条第二項各号に掲げる事項

附 則

この訓令は、令和四年六月二十日から施行する。

令和四年六月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社